第十条第二項中「おいて」の下に「売却マンション（法第二条第一項第二十一号に規定する売却マンションをいう。）及びその敷地について」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項の場合において、除却敷地売却マンション（法第二条第一項第二十二号に規定する除却敷地売却マンションをいう。次条第一項において同じ。）及びその敷地について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とするには、次に掲げる順序に従って登記事項に順序を付するものとする。

一　建物の表題部の変更の登記の申請

二　所有権の移転の登記の申請

三　地上権又は賃借権の移転の登記の申請

四　所有権以外の権利の登記の抹消の申請

4　第一項の場合において、売却敷地（法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地をいう。）について二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とするには、次に掲げる順序に従って登記事項に順序を付するものとする。

一　所有権の移転の登記の申請

二　地上権又は賃借権の移転の登記の申請

三　所有権以外の権利の登記の抹消の申請

第十六条を第二十条とする。

第十五条第一項中「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条中「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に、「及び第十二条第二項」を「から第四項まで及び第十六条第二項」に改め、同条を第十八条とし、第十三条を第十七条とし、第十二条を第十六条とし、第十一条を第十五条とし、第十条の次に次の四条を加える。

（除却敷地売却マンションの滅失の登記の申請）

第十一条　マンション除却敷地売却事業（法第二条第一項第十九号に規定するマンション除却敷地売却事業をいう。）を実施する者は、除却敷地売却マンションが滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならない。

2　前項の登記の申請をする場合には、分配金取得計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（補償金支払手続開始の登記）

第十二条　法第百六十三条の三十三第一項の規定による補償金支払手続開始の登記の申請をする場合には、法第百六十三条の三十三第一項の公告があったことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

2　法第百六十三条の三十三第五項の規定による補償金支払開始の登記の抹消の申請をする場合には、法第百六十三条の三十三第五項の公告があったことを証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（権利消滅期日後の登記の申請）

第十三条　法第百六十三条の四十三第一項の規定によってする登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によってしなければならない。

2　前項の登記の申請をする場合には、不動産登記令第三条各号に掲げる事項のほか、法第百六十三条の四十三第一項の規定により登記の申請をする旨を申請情報の内容とし、かつ、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（除却マンションの滅失の登記の申請）

第十四条　マンション除却事業を実施する者は、除却マンション（法第二条第一項第二十六号に規定する除却マンションをいう。）が滅失したときは、遅滞なく、その滅失の登記を申請しなければならない。

2　前項の登記の申請をする場合には、補償金支払計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条・第二十二条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第十一条第二項第九号中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に改める。

第十六条第二項中「第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合において」を「第五十六条第一項（第五号及び第七号に係る部分を除くものとし、公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したとき」に改める。

第十八条を削る。

第十九条第二項を削り、同条を第十八条とする。

第二十条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第十九条とし、第五章中第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

附　則

この政令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月四日

厚生労働大臣　上野賢一郎